平成２３年（フ）第１００３号
大阪府枚方市三矢町５番18―1004号、前住所大阪府枚方市新町１丁目４番13号
債務者　川上千枝子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００４号
大阪市城東区今福西２丁目17番36―510号
債務者　浦田　友美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００７号
大阪府茨木市東奈良３丁目13番Ｆ―413号
債務者　坂井　拓樹
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１２号
大阪府寝屋川市東神田町21番１―202号、前住所大阪府守口市八雲中町１丁目20番３―105号
債務者　田口　初巳
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１８号
大阪府東大阪市高井田３番10号　高井田マンション306号
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２号
青森市橋本２丁目７番１号
債務者　國分南麻俊こと國分南麻駿こと　國分尚利
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
岐阜県養老郡養老町下笠773番地２
債務者　加藤　義人
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
岐阜県養老郡養老町下笠773番地２
債務者　加藤　昭道
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
岐阜県養老郡養老町下笠773番地２
債務者　加藤たず子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
川崎市多摩区登戸168番地　コーポいずみ201
債務者　金　　郁子（旧通称名薄井郁子・中村郁子）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
愛知県豊田市中町中郷123番地13
債務者　竹村　真理
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
北海道帯広市大空町９丁目３番地１
債務者　三浦　正子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
北海道帯広市西19条南３丁目25番10号
債務者　大通　栄子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
北海道中川郡幕別町忠類白銀町384番地10ふれあいセンター福寿
債務者　田中ひで子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３４７３号
横浜市鶴見区岸谷２丁目20番11号　翠明荘103
債務者　葉玉　英夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１号
横浜市旭区市沢町1134番地　アムエンタスＡ―201
債務者　大和田妙子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部